

知的財産を巡る世界の動きと大学の取り組み

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー

特任教育職員（教授） 弁理士 久保山 隆

今世紀が始まった 2000 年当時、この 21 世紀はバイオの時代や IT の時代とともにプロパテントの時代になるだろうといわれていました。プロパテント時代とは、特許に代表される知的財産の価値が 20 世紀と比べて格段に重要になり、企業のみならず国家さえも知的財産の適切な保護と活用なくしては生き残れない時代になるというものです。

当時、米国は、プロパテント政策を更に強化し、各国は、'95 年に締結された WTO・TRIPs 協定を履行すべく特許法の改正や知的財産の保護強化に取り組んでいました。日本は、バブル崩壊後の失われた 10 年から如何に立ち直るかが喫緊の課題となっており、'02 年に当時の小泉首相が我が国を知的財産立国にすると宣言し、プロパテントに向け大きく舵を切りました。このように、世界がプロパテント時代に向けまさに漕ぎ出そうとしておりました。

それでは、経済のグローバル化の進展に伴い、世界の知的財産を巡る状況は現在どのようになっているのでしょうか。特許出願の推移から少し検証してみたいと思います。'00 年の全世界の特許出願件数は約 130 万件であり、'06 年には約 176 万件と大幅に増加しています。主要国の特許出願件数を '00 年と '08 年で比較しますと次のようになります。（注：括弧内は '00 年を基準とした出願の増減割合を示す。）

日本:43.7 万件→ 39.1 万件(▲11%)、米国:29.6 万件→ 45.6 万件(+54%)

欧州:10.1 万件→ 14.7 万件(+46%)、中国: 4.1 万件→ 29.0 万件(+607%)

韓国:10.2 万件→ 16.8 万件(+65%)

以上のように、日本では、特許出願がこの 10 年で減少傾向にあるのに比べ、米国は日本を抜き世界一の特許出願国になり、欧州、韓国でも大幅な出願件数の伸びとなっています。中国に至っては、出願件数の伸びは凄まじく最近では毎年 15%に近い増加率を示しています。中国が特許出願件数で日本を凌駕するのも時間の問題と言われていました。

特許出願は数ではなく質との議論もありますが、数と質とはそれほど明瞭に区別されるものではなく、出願件数はその分野の研究開発の活発度を表すバロメータともいえます。

世界一の出願件数を誇り特許大国といわれてきた日本ですが、技術開発力に陰りが見えてきたことを示しているようにも思えます。我が国が知財立国を標榜するにも拘らず、各国が出願件数を伸ばすなかで、出願件数の伸びが停滞気味であることに些か危惧を覚えるところではあります。

さて、前述の小泉元首相の知的財産立国へ向けての基本的施策の一つとして大学における研究開発の促進、大学の研究成果についての事業化の推進が謳われ、TL0や大学の知的財産本部が設けられたことはご高承の通りです。昨年5月の総合科学技術会議の資料によりますと、大学関係の特許出願件数は平成15年度の2,462件から平成18年の9,090件と約3.7倍に増加し、大学関係の特許実施料収入も平成18年度では801百万円となっています。少なくとも、大学での知的財産に対する取組みが強化され、その効果が出てきているものと思われます。

ところで、本学でも平成18年4月に産学連携・知的財産本部が発足し、上記基本的施策に沿って知的財産の保護強化、産学連携を推進してまいりました。本学の特許（実用新案含む）出願件数の推移は次の通りです。

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合 計
発明届出数	1	2	5	5	9	7	7	10	46
特許出願数	1	2	3	4	7	9	7	10	43

出願件数としては、この数年7-10件位に留まっており、先生方の研究室には、潜在的な、埋もれたままの発明が多く眠っていると思われます。産学連携・知的財産本部では、先生方の研究成果の論文投稿や学会発表を遅らせることなく、同時進行的に特許出願を行うことを目指しています。

また、産学連携・知的財産本部からも先生方の研究室を積極的に訪問させて頂き、発明発掘による出願件数のアップと知的財産マインドのPRに努めてまいりたいと思っております。

是非、先生方もアドバイザー室（1号館8階1816B室）に気軽に相談・雑談にお越し頂ければと存じます。

(2010年3月)